

件名) 常磐自動車道 水戸管理事務所増築工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	共通仮設 【特記仕様書1-10】	工事用電気は既設より分岐が可能でしょうか。その場合の分岐場所をご指示ください。	分岐できません。 特記仕様書1-10-1に記載のとおり、受注者が自らの負担で行ってください。
2	共通仮設 【特記仕様書1-10】	上記質疑と関連しますが、工事用の電気使用料については請負者負担でしょうか。	特記仕様書1-10-1に記載のとおりです。
3	共通仮設 【図A-128・129】	仮設計画図の「資材ヤード」の範囲は、工事期間中は既存舗装のままでしょうか。	既存舗装のままです。
4	共通仮設 【図A-128・129】	仮設計画図の凡例に「-：污水配管を示す」とありますが、図面上で範囲がわかりかねる為、範囲の明示をお願い致します。また、これは工事用の仮設の污水配管を意味するのでしょうか。	図A-128・129に記載の污水配管は本設の配管です。 仮設の污水配管については図MK-02のとおり、浄化槽から管理事務所棟までのルートとなります。
5	工程 【概略工程表】	概略工程表の「仮設設備工事」において、令和8年7月～11月の工事内容をご教示願います。	概略工程表の一枚目に記載のとおり、質問は受け付けられません。
6	管理事務所棟改修-とりこわし 【特記仕様書2-20】	アスベスト分析調査表における「㊸の管理事務所棟(西館)外壁」について、(西棟)ではなく(本館)の誤りでしょうか。西棟の場合は、㊸との違いをご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
9	管理事務所棟改修-直接仮設 【図A-128】	仮設計画図(撤去工事)で、既存管理棟の外周4面に外部足場(H=9.63m)の図示があります。これに対して、数量書「外部足場(枠組)942㎡」は外周2面程度の数量です。増築側の2面に外部足場は不要と考えてよろしいでしょうか。	増築側の2面分の外部足場は必要です。 数量書の「管理事務所棟増築工事 建築工事 仮設工事 外部足場(枠組)1885㎡」へ含んでいます。
10	管理事務所棟改修-全般 【図TE-01～09】	既存棟改修において、解体材の搬出、資機材の搬入を行なう工事用の出入口をご指示下さい。	詳細な動線計画については、施工計画書を作成し監督員と調整してください。
11	管理事務所棟改修-屋上改修 【図A-06、図AT-08・11、数量書】	屋上改修について図示に相違があります。 ・仕上表：アスファルト防水層(既存のまま)、押えコンクリートt=80(改修)【図A-06】 ・改修前屋根伏図：アスファルト防水(既存)、押えコンクリートt80(撤去)【図AT-08】 ・改修前矩計図：屋上アスファルト防水層(撤去)【図AT-11】 ・数量書：「アスファルト防水撤去」「アスファルト防水新設」ともに項目なし 押えコンクリートのみ更新、アスファルト防水は断熱材とも既存利用と考えてよろしいでしょうか。 アスファルト防水(断熱材共)の更新が本工事の場合、数量書のどの項目に計上すればよろしいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
12	管理事務所棟改修-屋上改修 【図A-06、図AT-08・11、数量書】	上記質疑と関連しますが、屋上アスファルト防水上、押えコンクリート下の断熱材t50についても、数量書に撤去・新設とも項目がありません。既存利用と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	管理事務所棟改修-屋上改修 【図TE-02】	確認ですが、段階施工図(外部)STEP1に、既存屋上改修が含まれています(STEP1-5、1-6)。増築工事の着手前に、屋上改修工事を施工するものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
14	管理事務所棟改修-屋上改修 【図A-13・20、図AT-08】	ルーフトレーン改修は、下記で考えてよろしいでしょうか。 ・C通り側：改修ドレーンによるやり替え ・A通り側：ストレーナーのみ撤去し、モルタルにて穴埋め	C通り側はそのとおりです。 A通り側はストレーナーのみ撤去、コンクリートにて穴埋めになります。
15	管理事務所棟改修-外壁改修 【図TD-01～07、図TE-01～09】	外壁改修工事(以下)について、段階施工図(STEP図)に記載がありません。それぞれの工事時期についてご教示願います。 ・外壁クラック調査 ・外壁既存吹付タイルの高圧洗浄による塗膜除去 ・外壁劣化部補修及び複層塗材E新設	指定はないので貴社の施工計画に基づき、計画してください。
16	管理事務所棟改修-鉄骨 【図A-90・98・100、数量書】	数量書における既存改修の鉄骨工事は、以下の範囲でよろしいでしょうか。 (1) ハト小屋嵩上げ鉄骨【図A-90】 (2) 可動防煙垂れ壁(スクリーン可動式)(BS-3～10) 取付用下地鉄骨【図A-98】 (3) 可動防煙垂れ壁(可動防煙垂れ壁)(BP-1,3) 取付用下地鉄骨【図A-98】 (4) 防火シャッター(SS-2,3) 取付用下地鉄骨【図A-100】 上記以外にも該当範囲があれば、ご教示願います。	管理事務所改修に関する図面のとおりです。
17	管理事務所棟増築-鉄骨 【図A-129】	増築棟の鉄骨建方において、今回、柱ベースプレートのレベルが駐車場GLより、X5通り以東は低く、X4通り以西は高い為、建方重機を建物内に乗り入れるのが困難です。よって資材ヤード(≒駐車場GLレベル)からの鉄骨建方となりますが、その場合、X3通り以西と、X10通り以東は、仮囲いの配置より建方重機の設置ができません。建物の両妻側、仮囲いの外部に、建方重機を設置する事が可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
18	管理事務所棟増築-鉄骨 【図A-87・92・93・94・98・100・113～115、数量書】	以下の鉄骨について、鉄骨工事の数量に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。 (1) 外壁押出成型セメント板 取付用下地鉄骨(ブラケットピースの本体鉄骨への溶接、アングルピースの躯体への打込)【図A-87】 (2) ポーチ庇幕板サイディング 取付用鉄骨下地(ブラケットH鋼、縦綱縁アングル)【図A-92】 (3) 2F Y 1通りアルミサッシ開口補強アングル 取付用鉄骨下地(アングルの本体鉄骨への溶接)【図A-92】 (4) AW-12の梁型下地鉄骨【図A-93】 (5) スライディングウォール 取付用下地鉄骨【図A-94】 (6) 可動防煙垂れ壁(スクリーン可動式)(BS-1,2) 取付用下地鉄骨【図A-98】 (7) 可動防煙垂れ壁(可動防煙垂れ壁)(BP-2) 取付用下地鉄骨【図A-98】 (8) 防火シャッター(SS-1) 取付用下地鉄骨【図A-100】 (9) エレベーター 取付用下地鉄骨【図A-113～115】	そのとおりです。
19	共通費	予定価格における共通費は『施設工事積算基準(建築工事編)令和5年度版』により算定されているものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
20	共通費	予定価格における共通費の算定に用いる工期(T)は、1050日÷@30日=35月と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
21	共通費	予定価格における共通費の算定において、共通仮設の積上分の範囲は下記でしょうか。 ・仮囲い ・敷鉄板 ・揚重機械設備(ラフターなど) ・交通誘導員 ・仮設間仕切(撤去共) 上記以外にもある場合は、ご教示願います。	仮囲い、仮設間仕切(撤去共)が共通仮設の積み上げ対象となります。 揚重機械設備(ラフターなど)、敷鉄板については、関連項目に含んでください。 交通誘導警備員については、特記仕様書1-15-12に記載のとおり、契約後、監督員が必要と判断した場合は監督員と受注者との協議で定めるものとなります。
		以上	